

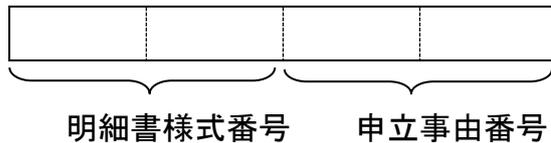
注意事項

過誤申立のうち、事業者からの給付の取り下げについては、この申立書により行ってください。

・申立事由コード欄の記入について

下表の様式番号と申立事由番号の組み合わせにより、申立事由コード(4桁)を設定してください。

・申立事由コードの設定



明細書様式番号		様式名称
10	様式第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業明細書 (訪問型サービス費・通所型サービス費・その他生活支援サービス費)
20	様式第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (介護予防ケアマネジメント費)

申立事由番号	申立事由	申立書締切日
02	請求誤りによる介護給付の取下げ (通常過誤)	毎月18日 (土日祝と重なる場合は前日まで)
12	その他の事由による介護給付の取下げ (同月過誤)	毎月30日 (土日祝と重なる場合は前日まで)

※過誤処理日は国保連合会の受付状況によって早まることがありますので、早めに届け出をしてください。